



<表紙>

第12回 市町村対抗子ども駅伝大会

十津川村を代表して12人の児童が大会に参加しました。村の部で3位入賞しました。



村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

村職員の給与・定員等の状況の公表

●人件費の状況

(平成27年度普通会計決算)

| | |
|----------|-------------|
| 人口 | 3,594人 |
| 歳出額(A) | 6,795,043千円 |
| 実質収支 | 71,827千円 |
| 人件費(B) | 878,153千円 |
| 人件費率 B/A | 12.9% |

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む
(平成26年度の人件費率 12.7%)

●職員給与等の状況

(平成28年度普通会計予算)

| | | |
|------------|---------|-----------|
| 職員数(A) | 114人 | |
| 給与費 | 給与 | 386,198千円 |
| | 職員手当 | 87,240千円 |
| | 期末・勤勉手当 | 145,402千円 |
| | 計(B) | 618,840千円 |
| 一人あたり給与B/A | 5,428千円 | |

(注)職員手当には、退職手当を含まない。
給与費は、当初予算に計上された額。

●一般行政職の級別職員数の状況

(平成28年4月1日)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 合計 |
|-------------|----------|----------|----------|-------------|-------------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事 技師 | 主査 主事 | 係長 主査 | 課長補佐 係長等 | 課長 課長補佐等 | |
| 職員数 | 29 | 4 | 15 | 21 | 16 | 85 |
| 構成比 | 34.1% | 4.7% | 17.7% | 24.7% | 18.8% | 100% |
| 1年前の構成比(参考) | 29.4% | 8.3% | 18.8% | 24.7% | 18.8% | 100% |

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成28年4月1日)

| 区分 | 一般職 | | 技能職 |
|----------------|----------|----------|----------|
| | 大学卒 | 高校卒 | 高校卒 |
| 10年以上 15年未満 | 244,440円 | 231,933円 | －円 |
| 15年以上 20年未満 | 316,750円 | 272,871円 | －円 |
| 20年以上 25年未満 | 309,020円 | 301,783円 | －円 |
| 25年以上 30年未満 | 378,000円 | 344,933円 | 287,500円 |
| 30年以上 35年未満 | －円 | 375,050円 | －円 |
| 35年以上 | －円 | 389,400円 | －円 |

●初任給の状況

(平成28年4月1日)

| 区分 | 一般行政職 | | |
|----|-------------|----------|----------|
| | 大学卒 | 高校卒 | |
| 村 | 初任給 | 166,100円 | 144,600円 |
| | 採用2年経過日給料月額 | 183,300円 | 154,300円 |
| 国 | 初任給 | 176,700円 | 144,600円 |
| | 採用2年経過日給料月額 | 190,200円 | 154,300円 |

村は、十津川村を示す。

●特別職の報酬等の状況

(平成28年4月1日)

| 区分 | 給料・報酬の月額 | 期末手当 |
|-----|----------|-------------|
| 村長 | 675,000円 | 6月期 1.40月分 |
| 副村長 | 590,000円 | |
| 議長 | 280,000円 | 12月期 1.55月分 |
| 副議長 | 235,000円 | 計 2.95月分 |
| 議員 | 215,000円 | |
| | | 加算措置 有 |

●平均給料・平均給与月額と平均年齢

(平成28年4月1日)

| 区分 | 一般行政職 | | 技能労務職 | |
|----|------------------------|-------|------------------------|-------|
| | 平均給料月額 (平均給与月額) | 平均年齢 | 平均給料月額 (平均給与月額) | 平均年齢 |
| 村 | 276,289円 (339,311円) | 38.4歳 | 289,608円 (310,009円) | 51.8歳 |
| 国 | 331,816円 (410,984円) | 43.6歳 | 287,447円 (329,358円) | 50.4歳 |

村は、十津川村を示す。

●退職手当

(平成27年度)

| 区分 | 十津川村 | | 国 |
|--------------------------------|----------|-----------|------------|
| | 自己都合 | 勲奨・定年 | 自己都合、勲奨・定年 |
| 勤続20年 | 20.445月分 | 25.5563月分 | 十津川村と同じ |
| 勤続25年 | 29.145月分 | 34.5825月分 | |
| 勤続35年 | 41.325月分 | 49.590月分 | |
| 最高限度額 | 49.590月分 | 49.590月分 | |
| 1人当たり平均支給額 | 5,339千円 | 18,008千円 | |
| その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%) | | | |

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成28年度)

| 区分 | 内 容 (月 額) | |
|------|---|------------------|
| 扶養手当 | 配偶者 | 13,000円 |
| | 扶養親族 | 6,500円 |
| | 配偶者がいない場合1人目 | 11,000円 |
| | 特定期間の加算 | 5,000円 |
| 住居手当 | 借家 | (上限)27,000円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用・最高限度額 | 55,000円 |
| | 交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごとに1,000円加算。 | 最高限度額 55,000円 |
| | ※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ | |

●期末・勤勉手当

(平成28年4月1日)

| 区分 | 十津川村 | | 国 |
|------|---------|--------|---------|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末・勤勉手当 |
| 6月期 | 1.225月分 | 0.80月分 | 十津川村と同じ |
| 12月期 | 1.375月分 | 0.80月分 | |
| 計 | 2.60月分 | 1.60月分 | |

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当

(平成27年度普通会計決算)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|----------|
| 支給総額 | 18,624千円 |
| 職員1人あたり支給年額 | 291千円 |

●特殊勤務手当

(平成27年度普通会計決算)

| 区 分 | 全 職 種 |
|-----------------------|-------------------|
| 職員全体に占める 手当支給職員の割合 | 21.4% |
| 手当の種類(手当数) | 8 |
| 代表的な手当の名称 | 嘱託医手当 年末年始勤務手当 |

●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日)

| 部 門 | 区 分 | 職員数 | | 対前年増減数 | 増減理由 | |
|--------|---------|-------|-------|--------|------|---|
| | | 平成27年 | 平成28年 | | | |
| 普通会計部門 | 一般行政職部門 | 議 会 | 3 | 2 | ▲1 | 新規採用 9名 再任用 1名 退職 ▲10名 その他 ー名 増減 ー名 |
| | | 総 務 | 23 | 24 | 1 | |
| | | 税 務 | 3 | 3 | 0 | |
| | | 民 生 | 16 | 16 | 0 | |
| | | 農 水 | 15 | 15 | 0 | |
| | | 衛 生 | 11 | 11 | 0 | |
| | | 土 木 | 11 | 10 | ▲1 | |
| | | 商 工 | 4 | 5 | 1 | |
| | 小 計 | 86 | 86 | 0 | | |
| | 教 育 | 17 | 18 | 1 | | |
| 公営企業等 | 水 道 | 3 | 3 | 0 | | |
| | その他 | 18 | 17 | ▲1 | | |
| | 小 計 | 21 | 20 | ▲1 | | |
| 合 計 | | 124 | 124 | 0 | | |

(注)職員数は一般職に属する職員数で臨時的または非常勤職員を除く

村の人事行政の運営などの状況を公表します

村民の皆さんに村の人事行政運営などについてご理解をいただくため、「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の数や勤務条件など、人事行政運営の状況について公表します。

お問い合わせ：総務課

☎0746-62-0001

●ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日)

| 区 分 | 平成26年 | 平成27年 |
|-------------|-------|-------|
| 十 津 川 村 | 91.9 | 92.7 |
| 全 国 町 村 平 均 | 95.6 | 95.8 |
| 地方公共団体平均 | 98.9 | 99.0 |

注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

●昇給期間短縮の状況

| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------------------|--------|--------|
| 職 員 数 A | 122 | 124 |
| 普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員 B | — | — |
| 比 較 B/A | — | — |

注) 昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

●年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日)

| 区 分 | 20歳未満 | 20～23歳 | 24～27歳 | 28～31歳 | 32～35歳 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 職員数 | 2 | 5 | 13 | 8 | 16 |

| 区 分 | 36～39歳 | 40～43歳 | 44～47歳 | 48～51歳 | 52～55歳 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 職員数 | 16 | 18 | 11 | 7 | 15 |

| 区 分 | 56～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|--------|-------|-----|
| 職員数 | 12 | 1 | 124 |

●職員の勤務条件、休憩の概要 (平成28年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

●職員の総数 (各年4月1日)

| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|
| 職員定数 | 154 | 154 |
| 職員数 | 122 | 124 |

●全職員の平均年齢

| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|
| 平均年齢 | 41歳1月 | 41歳4月 |

●採用者の状況

| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|--------|--------|
| 採用者 | 8 | 6 |

●退職者の状況

退職者には以下の事由による退職があります。

※定年退職：定年(60歳)により退職する場合

※定年前早期退職：人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合

※自己都合退職：本人の都合により退職をする場合

※その他：死亡による退職など

●事由別退職者数 (平成27年度)

| 区 分 | 定 年 | 定年前早期退職 | 自己都合退職 | その他 |
|------|-----|---------|--------|-----|
| 一般行政 | 3 | — | 6 | — |
| 特別行政 | 1 | — | — | — |
| 公営企業 | — | — | — | — |

●再任用の状況 (平成28年4月1日)

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では、平成28年4月1日現在、1人の再任用を行っています。

●職員の服務に関する基本原則の概要

| 基本原則 | 概要 |
|------------|--|
| 職務専念義務 | 職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。 |
| 営利企業等の従事制限 | 営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。 |
| 争議行為等の禁止 | 職員には争議行為が禁止されています。 |
| 守秘義務 | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。 |
| 政治的行為の制限 | 職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。 |

●職員の福祉・利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済組合に加入し、当該組合の規定による短期給付(保健・休業・災害・付加)を受けることができます。なお、給食調理員は公立学校共済組合に加入しています。

長期給付(年金)は、平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

※村の職員が公務により、ケガや病気、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断については、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

●公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求または不服の申し立てを行うことができます。

平成27年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。

●職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

平成27年度中の懲戒処分、分限処分はありませんでした。

●職員の年次休暇の概要と取得状況

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成27年1月から12月までの平均取得日数は、11.0日です。

●病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

平成27年1月から12月までの取得者は、21人です。

●特別休暇の概要と付与日数

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

| 種類 | 付与日数 |
|------------|------------|
| 骨髄提供のための休暇 | 必要と認められる期間 |
| ボランティア休暇 | 5 |
| 結婚休暇 | 5 |
| 妻の出産休暇 | 2 |
| 夏期休暇 | 5 |
| 子の看護休暇 | 5 |

●職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は、1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

平成27年1月から12月までの育児休業取得者数は、5人です。

●職員の研修状況

| 研修名 | 人数 |
|----------|----|
| 新規採用職員研修 | 4 |
| 契約事務研修 | 3 |

心身再生料理講座 ～第1回～

村では昨年夏から、郷土食がどの様に体に良いのか学び、新たなレシピを考案する、「郷土食材を使った心身再生料理講座～郷土食で老化予防をPR～」を開催しました。その講座のレシピを全4回に分けてご紹介いたします。

「美肌に良いレシピ～豆腐と山芋のグラタン～」

芋類&豆類は肌のたるみ改善に効果があります。これらの食材は生体エネルギーを強化し、疲労回復、胃腸も丈夫になると言われています。そして豆腐、白菜、大根などの白食材は保湿効果抜群なので乾燥、しわに効果があり、抗老化には重要だと言われています。みなさんも美肌料理をご家庭でぜひ作ってみてはいかがでしょうか。



豆腐と山芋のグラタン

| | |
|---|---|
| <p>●材料 (1人分)</p> <p>絹ごし豆腐 100g</p> <p>こいくちしょうゆ 3g</p> <p>(小さじ1/2)</p> <p>豚ひき肉 10g</p> <p>サラダ油 4g</p> <p>(小さじ1)</p> <p>とろろ芋</p> <p>長いも 80g</p> <p>鶏卵 5g</p> <p>食塩 0.1g</p> <p>ねぎ 6g</p> <p>かつお節 1.5g</p> <p>しめじ 20g</p> <p>こいくちしょうゆ 5g</p> <p>バター 4g</p> | <p>●献立レシピ</p> <p>①豆腐は一人一切になるよう縦に切り、水をよくきっておく。両面に醤油をまぶす。</p> <p>②山芋は、酢水に浸しておく。</p> <p>③ねぎは小口切りにする。</p> <p>しめじは石づきを取って、バターでソテーする。</p> <p>④フライパンで①の豆腐の両面をこんがり焼く。ミンチを豆腐の上にもうすくのぼす。蓋をして蒸し焼きをする。</p> <p>⑤④をグラタン皿にうつす。</p> <p>その上にしめじを散らす。</p> <p>⑥②の水気をきってすりおろし、とき卵とねぎをまぜて⑤の上にかける。</p> <p>⑦⑥をオーブンで山芋に火が通るまで焼く、オーブンから出して、ねぎとかつお節を上からのせる。好みに醤油をかける。</p> |
|---|---|



手軽で
美味しそう!

－ 庁 外 －

衛生センター 63-0391
小原診療所 63-0040
歴史民俗資料館 62-0137

し尿処理場 63-0291
上野地診療所 68-0207
体育文化センター 63-0067

観光協会 63-0200
泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762
北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

－ 役場以外 －

森林館(古ル野) 62-0567
滝の湯 62-0400
高森の郷 64-1800
森林組合 64-0301
五條消防十津川分署 64-1190

道の駅十津川郷 63-0003
庵の湯 64-1100
社会福祉協議会 64-0666
商工会 62-0132
五條消防大塔分署 0747-36-0317



奈良運輸支局からのお知らせ

3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響で、自動車の検査・登録の各種申請が窓口集中します。

自動車の移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続き及び検査については、できるだけ早めに済まされるようお願いいたします。

登録及び検査関係の案内は、ヘルプデスクで24時間行っています。ご利用ください。



☎ヘルプデスク ☎050(5540)2063

平成29年警察官採用試験

奈良県警察では、平成29年度警察官（第1回）採用募集を行っています。

1) 第1次試験日

体力試験:4月29日・30日（いずれか）
教養・論文試験:5月14日

2) 採用人員

男性40人程度、女性5人程度

3) 受験資格

昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成30年3月末日までに卒業見込みの人

4) 受付期間

郵送・持参:4月21日（金）
インターネット:4月17日（月）



☎奈良県警察本部警務課採用係
☎0120(351)204

火災に注意してください!

昭和50年（1975年）以前に製造された低圧進相コンデンサは、保安装置が内蔵されていないため、経年劣化により火災に至る危険性があります。早急に使用を停止し、取り換えをお願いします。



また、保安装置が内蔵されていても、長期間（おおむね10年以上）使用しているものは経年劣化により危険な場合もあります。定期的な点検と計画的な更新をお願いします。

※昭和30年から昭和47年に製造された低圧進相コンデンサを破棄する場合は、コンデンサ内部にポリ塩化ビフェニルが含有されているため、一般の廃棄物としては取り扱いできません。

低圧進相コンデンサとは 【設置例】

低圧進相コンデンサは、工場のモーターで稼働する設備や店舗の業務用冷蔵庫等の電気機器の力率を改善する目的で配電板や配電盤に設置されています。
※商品の外観はメーカーにより異なります。



●下記のホームページでも確認できます。

<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/condenser.html>

☎一般社団法人 日本電機工業会
☎03(3556)5885

奈良弁護士会による無料法律相談会

奈良弁護士会による無料法律相談会を開きます。相談ごとのある人は、前日までにお申し込みのうえ、ご利用ください。

☎5月25日（木）午後1時～午後4時

☎役場第1会議室

☎奈良弁護士会 ☎0742(22)2035



－ 役場代表 －
電話 0746(62)0001
FAX 0746(62)0210
IP7☎ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

－ 庁舎2階 －
総務 62-0001
観光 62-0004
農林 62-0005
教育 62-0003・62-0067
地創 62-0910

－ 庁舎1階 －
住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0904・62-0905
福祉 62-0901・62-0902
出納 62-0906

－ 庁舎3階 －
議会事務局 62-0002
－ 庁舎地下1階 －
生活環境 62-0907
水道 62-0908



石川道路局長要望

ご同行いただき、力強い後押しをいただきました。
今後も事業化されるよう、引き続き要望を続けてまいります。



二階自民党幹事長要望

2月7日、国道168号「五條新宮道路」について、奈良県荒井知事と共に村長が要望を行いました。
この路線では、現在3カ所の国直轄事業と2カ所の奈良県事業が進められていますが、残る「新天辻工区」と「十津川道路Ⅱ期」の区間が事業化されれば全線2車線の道路になります。

今回の要望は、現在進められている十津川道路Ⅰ期区間の完成年度を公表していただきたいことと、「十津川道路Ⅱ期」区間の国直轄による新規調査に着手していただきたいことの2点について重点的に要望しました。

特に「十津川道路Ⅱ期」区間は、これまで奈良県が調査を行ったところ、特殊な長大橋が必要であることや山の地すべりなどが懸念されることから、技術力の高い国での直轄事業が必要と判断し要望しました。

要望には地元選出の田野瀬衆議院議員、堀井参議院議員、佐藤参議院議員にも

国道168号十津川道路のⅡ期区間を奈良県知事と要望

最高のゲレンデで、スキーを体験!!



2月18日から19日、子ども会連絡協議会(天野知明会長)は、菅平スキー場(長野県)でスキー研修を開催しました。この研修は、青年団や小学校の先生、村内で活動されている一般の人がコーチになり、村の子どもたちにスキーの体験をしているもので、今年で23回目となりました。

ゲレンデは2日間とも晴天に恵まれ、新雪の積もった最高のコンディションでスキーができました。昨年は苦戦していた6年生は見事な滑りを見せ、初めての5年生は思うように滑れなかったのですが、コーチの指導で滑れるようになり、全員がリフトに乗ってスキーを楽しむことができました。

子どもたちからは「最後、もう1回滑りたい!」などの元気な声が響き、充実したスキー研修になりました。

子どもたちにスキーを教えてくださいいただいた関係者のみなさんお疲れさまでした。



役場の職員です！

役場の職員を紹介するコーナーです。村民のみならず、さんよろしくお願いします。



氏名：小林 元はしも
所属：建設課 地籍調査室

担当業務：地籍調査・工事用地の取得・村所有地の管理など

ひとこと：私は、十津川高校を卒業後すぐに役場へ入庁し、3月末で5年が経ちます。生まれも育ちも十津川村です。

現在の部署に配属されて2年目で、主に地籍調査、用地の取得・管理業務などを担当しています。

まだまだ未熟者の私ですが、村民のみなさんが安心して暮らし続けられるよう、精一杯努力していきます。今後ともご指導、ご協力をお願いします。



みなさん初めまして。
地域おこし協力隊
です！



檀原市から来ました、曾我と申します。昨年11月から地域おこし協力隊として観光協会でお世話になっています。私は高校3年間を十津川で過ごしました。「勝手知ったる」なんていうことは全くなく、車の免許を取得して行動範囲が広くなり、これまで知らなかった十津川村を知ることができました。

そのたびにまだまだ知らない地域などがあることに気が付かされています。

私ひとりの力では微力ではありますが、村の一員として奈良県に、ひいては日本に十津川村ありと全世界全国にとどろかせる気持ちで臨んでいきたいと思っています。

これからよろしくお願いします。



投票時間 **第1投票区** 午前7時～午後7時
第3投票区～第36投票区
午前7時～午後6時



4月16日は、 十津川村長選挙 の投票日

(告示日：4月11日)

十津川村長選挙の投票が4月16日(日)に行われる予定です。
私たちが、村に対して意思表示できる機会を逃さず、投票日には主権者の
誇りを持って、棄権することなく投票しましょう。

▼投票できる人

今回の選挙で投票できるのは、登録基準日に本村の選挙人名簿に登録される次の要件を備えた人です。

※村長選挙

登録基準日 4月10日
年齢要件 平成11年4月17日以前
に生まれた人

▼投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人には、投票所入場券を郵送します。投票所入場券が届かない場合や紛失された場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

▼期日前投票

投票日に仕事や旅行、病気などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票をすることができます。

なお、期日前投票をする時点で選挙人名簿に登録されている18歳未満の人は、不在者投票の手続によって投票を行うこととなります。

※期日前投票の期間

4月12日～15日

村長選挙

※期日前投票の場所及び時間

役場・第1会議室

午前8時30分～午後8時

▼不在者投票

十津川村以外の市町村に滞在中の人や病院、老人ホームなどの指定施設に入院・入所中の人は、不在者投票の投票用紙などを請求のうえ、当該指定施設などで投票できます。

不在者投票用紙は、告示日前に請求できますが、投票は、告示日の翌日以降になります。

▼郵便等による投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の所持及び介護保険法上の要介護者で、一定の要件に該当する人は、あらかじめ村選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、所定の手続を行い、在宅投票をすることができます。

証明書の交付を受けている人は、告示日まで投票用紙などの請求をしてください。新たに郵便等投票証明書の交付を受ける人は、お早めに申請の手続きをしてください。

詳しい内容や要件に該当するかどうかは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

▼選挙についてのお問い合わせ

十津川村選挙管理委員会

☎0746(62)0001



年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある60歳以上の人へ

あなたも国民年金を 増やしませんか？

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間は、その期間に応じて年金額が少なくなってしまう。

国民年金には、本人の申し出により「60歳から65歳未満」の5年間、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる【任意加入制度】があります。

国民年金任意加入制度 Q&A

Q. 任意加入に条件はありますか？

A. つぎの①～③のすべての条件を満たす人です。

- ① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
- ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の人

・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人も加入できます。
・外国の居住する日本人で、20歳以上65歳未満の人も加入できます。

Q. 任意加入によるメリットはありますか？

A. ◎ 65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

納付月数が多くなるほど65歳からの年金も多く受け取れます。

◎ 万が一の際にも備えられます。

一定の要件を満たせば、加入期間中に、思わぬ事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が受け取れます。

◎ 長生きするほど、生涯に受け取る金額も多くなります。

65歳から年金を受け取った場合、75.1歳で、納めた保険料の総額に見合う年金を受け取ることができます。

◎ 納めた保険料は社会保険料控除の対象となります。

お問い合わせは… 大和高田年金事務所 ☎0745(22)3531
住民課(国民年金窓口) ☎0746(62)0900



保険証の一齐更新のお知らせ

今月下旬に保険証の一齐更新を行います。

新しい保険証は、「**特定記録郵便**」で世帯主宛てに送ります。届きましたら、保険証の記載内容を確認して頂き、間違いがあれば届け出をお願いします。

加入は世帯ごとですが、一人ひとりが**被保険者**となります。

次の人の保険証は窓口交付となります

●修学のため村外に住所をおいている学生の人

住民課へ届け出てください。(必要なもの) **在学証明書**又は**学生証の写し、印かん**

※4月から新たに修学のため村外に住所を移される人は、在学証明書の代わりに合格通知書等でも可

●国保税を滞納している人

納税相談(別途通知)を行いますので、**印かん**をご持参のうえ、**財政課**までお越しください。

(注) 後期高齢者医療の人の保険証や乳幼児医療・こども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療の人の受給資格証、高齢受給者証、限度額適用(標準負担額減額)認定証は、記載された有効期限まで引き続きお使いください。

「退職被保険者証」を持っている人

退職者医療制度(退職して職場の健康保険などをやめた人)は平成27年3月末で廃止となります。ただし、それまで退職被保険者だった人が65歳になるまでの間は、平成27年4月以降も「退職被保険者証」が交付されます。負担は、一般の国保と同様です。

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。詳しくは、保険証に同封のチラシをご覧ください。

ジェネリック医薬品希望シール

ジェネリック医薬品を希望される人は、このシールを保険証等に貼ってご利用ください。

有効期限が切れた保険証

各自の責任において処分していただくか、役場住民課へ返却してください。

3月は、国保税第10期の納期です。

納期限は3月31日ですので、納期限内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

▶国保税に関することは・・・**財政課** ☎0746(62)0903

▶保険証や医療に関することは・・・**住民課** ☎0746(62)0911

子どもの定期予防接種の受け忘れはありませんか？

平成28年度の対象年齢になる人にお知らせ(28年5月個別通知)をしています。

● **日本脳炎1期 初回**は、3歳に達したときから4歳に達するまでの期間

接種回数 2回

● **日本脳炎1期 追加**は、4歳に達したときから5歳に達するまでの期間

接種回数 1回(初回接種2回目から、おおむね1年あけて)

※平成28年度18歳になるお子さんで日本脳炎の積極的勧奨の差し控えて接種する機会を逃した人は、20歳の誕生日前日まで接種が可能です。

● **2種混合(DT)**は、11歳以上13歳未満

※3種混合(DPT)ワクチンの第1期(計3回)が完了していること。

※お子様の過去の接種歴は、母子健康手帳で必ずご確認ください。

※平成29年度に対象年齢に該当する人は、平成29年5月頃に個別通知を予定しています。



予防接種に行くときは母子健康手帳と予診票を忘れずに



村っこ広場は、保育所入所前のお子さんとその保護者のための交流の広場です。

簡単な絵本の読み聞かせや制作をしています。

場 所 毎週(月)北部保健センター } ※祝日の場合はお休みです。
毎週(金)小原ふれあいセンター }
毎月第3(月)(金)曜日は、相談日で保健師が1日います。

開放時間 午前10時～午後3時(昼食は持参ください)



のら文庫で借りてきた大きな絵本や紙芝居は、こどもたちに大人気です。

広場の予定表は、十津川村ホームページからダウンロードできます。「十津川村 村っこ広場」で検索!

問合せ 住民課 保健衛生係 ☎0746-62-0911

奈良県ドクターヘリ

3月21日から運航開始します



■ドクターヘリとは

- 救急医療用の医療機器などが装備され、救急医療の専門医や看護師が搭乗する専用のヘリコプター
- 医師による治療が早く開始でき、患者の救命率の向上や後遺症の軽減などが期待されます

■運航時間

原則として午前8時30分～日没まで
365日運航
夜間や天候不良時は運航不可

■出動範囲

県内全域(片道15分以内で全県をカバー)

■出動要請

119番通報を受けた消防機関が患者の重症度等を判断して要請
(一般の人が直接要請することはできません)

■運航体制

- 基地病院： 県立医科大学附属病院
- 基幹連携病院(ヘリ常駐)：
南奈良総合医療センター

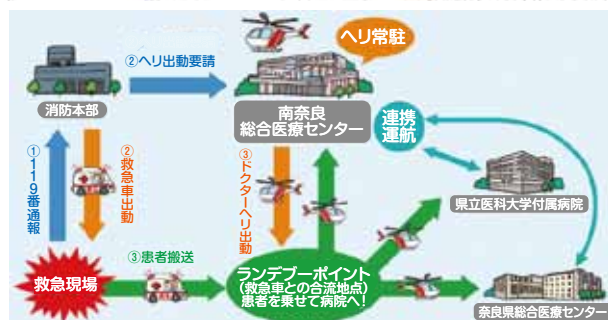


■ランデブーポイント

ドクターヘリは原則として、あらかじめ設定したランデブーポイント(学校・公園等)に着陸します。救急現場からランデブーポイントまでは救急車で搬送されます。

ただし、患者さんの容体によっては救急現場近くの安全が確保された場所に着陸することもあります。

離着陸時にはみなさんのご協力をお願いします。



■搭乗人数

基本的にフライトドクター、フライトナース、操縦士、整備士の4名が搭乗して出動します。また、患者さんを最大2名まで搬送することができます。

患者の家族の搭乗はフライトドクターが必要と判断し、機長が了解すれば可能です。

また、関係する診療科の専門医、訓練中の医師及び看護師が搭乗する場合があります。

■費用負担

ドクターヘリによる搬送に伴う費用については、患者さんの負担はありません。

ただし、医師が救急現場やヘリコプター内で行った医療行為については、医療保険制度に基づき医療費がかかります。



発信：林業振興対策室
TEL:0746(62)0005

今回は、マーケットに対して、品質が確保された乾燥材を安定的に供給していくことが重要であることを述べました。

今回は、「木材の良さ」についてです。生活環境に木材を用いたときの、心地よさは、昔から経験値として知られていますが、衝撃吸収性、遮音性、断熱性、調湿性などの物理的特性だけではなく、具体的に「木材の利用」が「人間」の心理的・生理的応答に与える影響を明らかにする研究が、様々な大学、研究機関により行われています。今回は、国立研究開発法人 森林総合研究所における研究成果の一部を紹介させていただきます。

【木材のにおいが人間の生理面に与える影響】

成人男子を被験者とした実験によって、スギチップのにおいが血圧を低下させ、脳の活動を沈静化させることが明らかになっています。また、針葉樹に含まれる臭い成分(α・ピネン、リモネン)がパソコン作業時の心拍数の上昇を抑制させることが明らかになっています。

また、成人男子だけではなく、生後1カ月から3カ月の乳児についても、針葉樹に含まれる臭い成分(α・ピネン)を嗅ぐことにより、心拍数が低下することが明らかになっています。

この結果は、木材の香り成分が人をリラックスさせる効果を持つことを示しています。

【木質空間の安全・快適性】

実大のモデル木造住宅において、木質空間の快適性の評価も行われています。「木質系内装材」の部屋と「クロス貼り」の部屋で、被験者が入室した際の視覚刺激と臭覚刺激による脳活動、血液、脈拍数、心拍変動などの計測を行った結果、木材を多用した部屋の方が「心拍数の変化が小さい」、「副交感神経系の活動が高い」など、リラックスしていることを示すデータが得られています。

【木材への接触はストレスが少ない】

木材及び他材料への接触が血圧に及ぼす影響について検討した結果、アルミニウム、アクリル

ル等の人工物への接触と比べ、木材への接触において、室温の低下に関わらず血圧上昇をもたらさない、すなわち生理的ストレス状態を生じさせないとする研究成果が示されています。

【参考文献】

○ 木材学大誌

Vol.61, No.3, p.148-153(2015)「20年

後の木材産業のために「木材と人の科学」を活かす方策」杉山真樹

○ 木材情報2015年9月号「木材の良さ」研究の現状と森林総合研究所における取り組み」杉山真樹

林業トピック



月刊事業構想12月号に十津川村の特集「林業再生に村の未来をかける」が掲載されました。全文につきましては、役場のウェブサイト(林業6次産業化情報)からご覧いただけます。

臨時福祉給付金 (経済対策分) のお知らせ

消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人を対象に臨時福祉給付金を支給します。

◎ 支給対象者

平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者

※平成28年度の臨時福祉給付金(3,000円)を受給していなくても、下記の要件に該当する場合は申請ができます。

【参考】平成28年度の臨時福祉給付金の対象者

- ①平成28年1月1日時点で十津川村に住民票のある人
- ②平成28年度分の市町村民税(均等割)が非課税の人
ただし、平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されている人の(税法上の)扶養となっている方や生活保護受給者等は除きます。

申請先及び申請期間

- 申請先：福祉事務所(給付金係)

- 申請期間：

4月3日(月)～

7月3日(月)《必着》

- 対象となる人には3月末に申請書を郵送します。

ご注意

- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。
十津川村以外が申請先となる人は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

◎ 支給額

1人につき

15,000円

問い合わせ先

- 制度に関するお問い合わせ
厚生労働省
専用ダイヤル：0570(073)192

- 申請方法に関するお問い合わせ
福祉事務所(給付金係)
電話(直通)：0746(62)0901



「臨時福祉給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

平成29年4月から 「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」ってなに？

介護保険法の改正により創設された事業で、要支援1・2の人が利用している全国一律のホームヘルプサービス（訪問介護）及びデイサービス（通所介護）が新しい総合事業に移行し、地域の実情にあった事業としてサービスを提供します。

介護予防・生活支援サービス事業

高齢者の日常生活の自立を目的とした「訪問型サービス」と「通所型サービス」を行います。各サービスは、村が指定する介護サービス事業者が提供します。将来的には、民間企業や地域住民による生活支援サービスの提供も順次展開していく予定です。

※各サービスの内容は、従来の制度による「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」「介護予防通所介護（デイサービス）」と同じです。

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるように、介護予防教室の開催や、自主グループ立上げの支援などを行います。

●サービスを利用できる人

①「基本チェックリスト」により事業対象者と判定された65歳以上の人

※基本チェックリストは、要介護状態となるリスクを予測することを目的に、国が定めた25項目の質問に「はい」「いいえ」で答えていただく質問票です。地域包括支援センター職員や介護保険担当職員が面談などを行い、その結果により事業対象者に該当するかどうかを判定します。

②要支援1・2の認定を受けた人

※住宅改修やショートステイなどの介護予防給付と併せて利用する場合

●サービスを利用できる人

65歳以上のすべての人

■すでに要支援1・2の認定を受けている人は、4月以降も引き続き同じサービスを利用することができます。また、サービスを利用する際の自己負担割合も変更ありません。

ホームヘルプサービス（訪問介護）

単独で利用する場合は、
要支援認定を受ける必要はありません。

併用

双方のサービスを併せて利用する場合は、
要支援認定を受ける必要があります。

上記以外のサービス

〔住宅改修、福祉用具のレンタル・購入、ショートステイ（短期入所）、訪問看護など〕

要支援認定を受ける必要があります。

■要介護1～5の認定を受けている人は、現在のサービスと変更ありません。

詳しくは、福祉事務所 ☎0746 (62) 0901へお問い合わせ下さい。



予告! 国民文化祭 ～十津川村 フォトコンテスト～



教育だより
第102号

奈良県では、2017年秋に「第32回国民文化祭なら2017」・「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」を、全国で初めて一体開催します。

会期中は、さまざまな文化芸術活動を行う個人や団体が全国から奈良県に集い、日頃の活動成果の発表や交流を図るとともに、歴史と文化の豊かな蓄積を誇る日本文化のはじまりの地・奈良の価値をより明確にできる奈良らしい大会にします。

十津川村では、フォトコンテストの開催を予定しています。詳しくは後日お知らせします。

まもなく閉校!思い出いっぱい!元気いっぱい!

平成28年度をもって南部の3小学校が統合され、平成29年4月に十津川第二小学校が開校します。

閉校を間近にひかえた平谷小学校、西川第一小学校、西川第二小学校では、今年度で最後となる学校行事に臨み、子ども達は元気いっぱいの姿を見せてくれました。



2/14

マラソン大会
(平谷小学校)



1/21

三二駅伝
(西川第一小学校)



2/12

学習発表会
(西川第二小学校・出谷幼児教室)

4月10日(月)
十津川中学校

4月7日(金)
村内小学校

入学式

3月23日(木)
村内小学校

3月16日(木)
出谷幼児教室

3月15日(水)
十津川中学校

卒業式・卒室式

卒業式・卒室式
入学式のお知らせ

4月6日(木)
十津川第二小学校

開校式

3月20日(月・祝)
西川第一小学校

3月19日(日)
平谷小学校

3月18日(土)
西川第二小学校

閉校式

閉校式・
開校式のお知らせ



人のうごき

(敬称略)

おめでた

横山 陽春 (はる) 女 1月26日
 父:敦久 母:知代 (永井)
 関口 大智 (ひろと) 男 2月6日
 父:達司 母:美沙子 (重里)
 栗原 由優 (ゆず) 女 2月10日
 父:幸宏 母:由真 (重里)

ご結婚

黒岩 大朗(谷瀬) 河西 良子(大阪市)

おくやみ

古久保敏子 81歳 2月1日(小原)
 富宅 利行 91歳 2月11日(平谷)
 森岡 恵子106歳 2月14日(谷瀬)
 山本クニエ 99歳 2月25日(小坪瀬)
 笹内 和三 83歳 2月26日(神下)

お詫びと訂正

2月号で訂正がありました。

[5ページ]

●備品ご購入変更契約の締結について

誤 変更による増額

正 変更による減額

お詫びして訂正申し上げます。

[15ページ]

●おくやみ(敬称略)

誤 東 榮子(桑原)

正 東 榮子(桑畑)

お詫びして訂正申し上げます。

毎月第3水曜日に開催! 無料法律相談
 五條市の北本弁護士による

時 毎月第3水曜日 14時~16時

所 役場第1会議室

(場所が変更される場合があります)

※毎月2人まで相談可。(電話予約が必要です)

問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで

☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)
 の開催になります。



稲田 蒼介ちゃん(折立)
 3月13日生まれ(満3歳)

保育所へ行くのが楽しみだね♪
 これからも健やかに成長してね

父…学 母…由紀子



関口 弦司ちゃん(重里)
 3月14日生まれ(満2歳)

一生懸命おしゃべりしている
 姿がとっても可愛いよ

父…達司 母…美沙子



お誕生日おめでとう!



□学校活動
 ○1年生総合学習「間伐体験」
 1月25日、大字林の木材加工
 流通センターで、間伐やチェン
 ソーの体験、施設の見学などを
 行い、普段できない貴重な経験
 を積むことができました。林業
 が盛んな十津川村ならではの体
 験に生徒たちは興味を持って取
 り組んでいました。

○第15回校内マラソン大会
 2月8日、校内マラソン大会
 を行いました。男子は学校から
 高森の郷までの往復約7.3kmを、
 女子は猿飼橋までの往復約4.6km
 を走りました。個人男子では2
 年生の宮村亮佑さんが31分53秒



で、女子では1年生の西岡未来
 さんが22分16秒で、それぞれ1
 位を獲得しました。
 クラス対抗では、2年1組が
 優勝を納めました。



ついに
 かんぱち
 NexTotsuko
 十津川高校だより



集落の絶景

折立橋

写真：中村幸夫さん(大字込之上)



診療所からお知らせ



圃小原診療所
☎ 0746(63)0040

整形外科診療日 受付／小原 8:30～11:15
上野地 14:00～15:15

| 月日 | 診療所 |
|------------|--------|
| 3月23日(木)午前 | 小原診療所 |
| 4月6日(木)午前 | 小原診療所 |
| 4月6日(木)午後 | 上野地診療所 |
| 4月27日(木)午前 | 小原診療所 |

出張診療 診療時間／神納川・東中 14:30～15:30
玉垣内 14:00～15:30

土曜診療日 受付／8:30～11:15

| 小原診療所 | |
|----------|-----|
| 3月25日(土) | 第4週 |
| 4月8日(土) | 第2週 |
| 4月22日(土) | 第4週 |

| 場所 | 期日 | | |
|---------------|---------|---------|---------|
| 神納川地区生活改善センター | 3/14(火) | 3/28(火) | 4/13(木) |
| 東中公民館 | 3/16(木) | 4/20(木) | |
| 玉垣内集会所 | 3/21(火) | 4/4(火) | 4/18(火) |

スポーツの結果 (敬称略)

第1回木村篤太郎杯剣道大会
2月5日(五條市)
中学校団体の部
優勝：南十津川剣道クラブ
選手(玉置・桑田・久保見・原口・徳安)
小学校個人の部
優勝：乾さくら(南十津川剣道クラブ)



- 人口 3,472人(-12人)
男性 1,723人(-7人)
女性 1,749人(-5人)
- 世帯数 1,829世帯(-6世帯)
【平成29年3月1日現在 ()は前月比】

使い切らない 空にしない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に

